

## 規格外農産物等に係る実態調査業務委託「一般競争入札」公告

山梨県農政部果樹・6次産業振興課が発注する規格外農産物等に係る実態調査業務委託は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和5年9月11日

山梨県知事 長崎 幸太郎

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名称 規格外農産物等に係る実態調査業務
- (2) 業務内容 仕様書で定める内容であること。
- (3) 委託期間 契約締結日から令和6年1月31日まで

### 2 事務を担当する所属

山梨県農政部果樹・6次産業振興課 野菜・6次産業化担当

### 3 入札参加資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成26年12月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成26年12月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 入札の日において、物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）に規定する山梨県物品等入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (6) 農業及び食品加工に関する業務の経験や専門知識を有していること。

### 4 入札説明書の交付

#### (1) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和5年9月20日（水）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、4の（2）の交付場所において交付する。

※電子メールでの交付を希望する場合は4の(2)のメールアドレス宛に電子メールにて入札参加の意思表示及び連絡先(電話、ファクス番号)を送信し、入札説明書の送付を受けること。その場合にはメールを送信した旨電話にて伝えること。

(2) 入札説明書の交付場所

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6-1  
山梨県農政部果樹・6次産業振興課(山梨県庁本館6階)  
電話番号 055-223-1600  
E-mail [kaju@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:kaju@pref.yamanashi.lg.jp)

(3) 入札参加資格確認申請書の提出

本入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を、令和5年9月21日(木)までの日(県の休日を除く。)の、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに、4の(2)の場所に持参、又は書留郵便により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和5年10月3日(火) 午後1時00分

(2) 場所

山梨県甲府市丸の内1丁目6-1  
山梨県庁 本館6階 農政部共用会議室  
※入札後、即時開札を行う。  
※郵便又は電送による入札を認めない

6 入札方法等

- (1) 入札参加者は、「入札説明書」、「仕様書」、「契約書案」及び「入札心得」を熟覧の上入札すること。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語によるものとし、入札金額は、日本国通貨によるものとする。
- (3) 入札金額は、仕様書に定められた業務の履行に要する一切の経費を見積もること。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (1) 本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札

- (2) 入札条件に違反した者の行った入札
- (3) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札
- (4) 山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札

## 8 落札者の決定方法

- (1) 規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじ引きにより落札者を決定するものとする。
- (3) 開札の結果、落札者がいない場合は、直ちに2回目の入札を行う。ただし、1回目の入札において無効の入札を行った者は、2回目の入札に参加することはできない。
- (4) 2回目の入札においても落札者がいないときは、2回目の入札において最低価格を入札した者と協議を行い、随意契約によることができるものとする。

## 9 契約に関する事項

- (1) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語は日本語とし、金額は日本国通貨によるものとする。
- (3) 落札者が契約締結までの間に、2に掲げた入札参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

## 10 その他

- (1) 入札保証金  
規則第108条の2の規定により免除する。
- (2) 契約保証金  
契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第109条の2の各号に該当する者は、これを免除する。
- (3) 違約金  
規則第120条に該当する場合は、違約金を徴収する。
- (4) 入札又は開札の取消し又は延期による損害  
天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為があるなどにより明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。
- (5) その他  
詳細は、入札説明書による。（入札説明書の交付を受けることは、入札者の参加資格の要件となる）